

和歌山県および県内すべての市町村からのお知らせです

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれども、個人住民税は特別徴収をしていない」ということはありませんか？

平成23年度課税から個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底します。

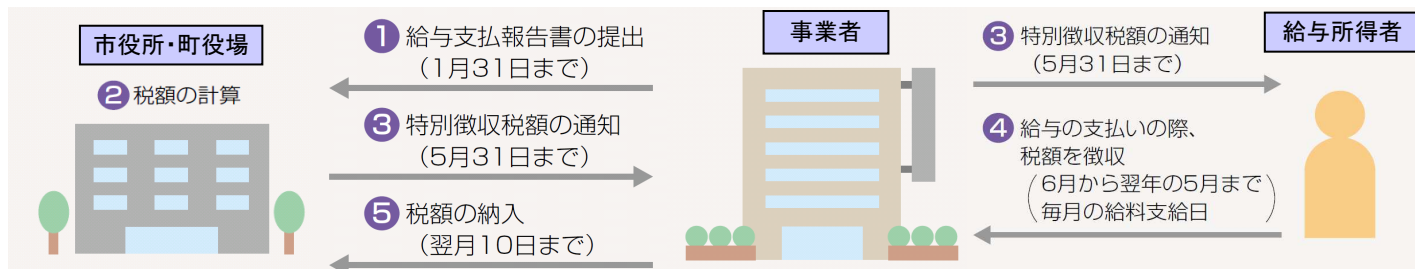
- ◆ 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収し、納入していただく制度です。
- ◆ 地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳しくは次のページをご覧ください…。

個人住民税の特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村ごとの合算額を納入してください。



【納期の特例】

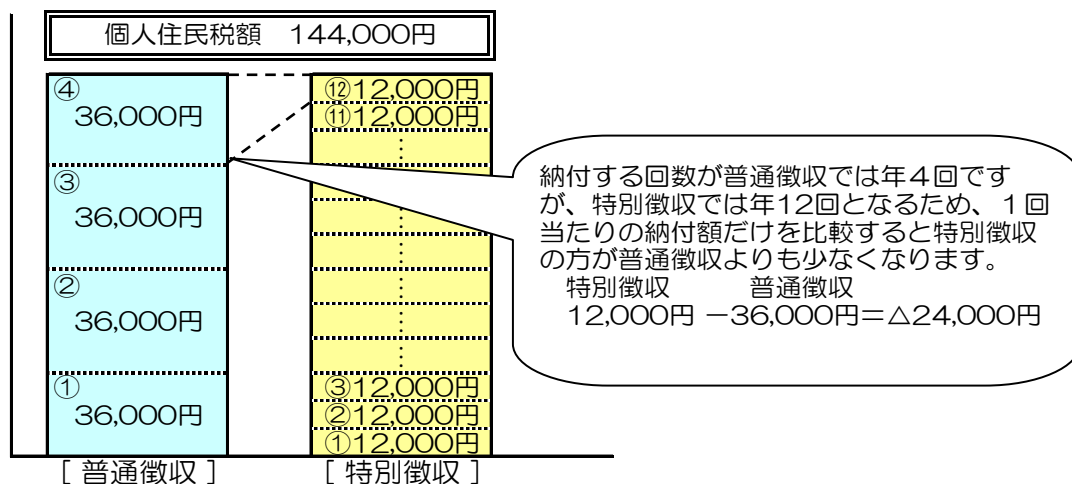
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

個人住民税の特別徴収のメリット等

従業員（給与所得者）にとって

- 毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが每期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）

～ イメージ ～ [夫婦と子供2人の世帯で給与収入が500万円、個人住民税が144,000円とした場合]



給与支払者（特別徴収義務者）にとって

- 所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

個人住民税の特別徴収の手続き

平成23年1月末までに給与支払報告書を市町村に提出してください。1月末までに給与支払報告書を提出したものの、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町村長に届け出てください。

個人住民税の特別徴収義務者に対して、従業員(納税義務者)が1月1日現在住んでいる市町村から5月31日までに「特別徴収税額の通知書」が送付されます。

(詳しくは、下記の各市町村住民税担当部署にお問い合わせください。)

和歌山県・県内各市町村（個人住民税）の問い合わせ先

- 和歌山市（市民税課）073-435-1036
- 有田川町（税務課）0737-52-2111(代)
- 海南市（税務課）073-483-8416
- 美浜町（税務課）0738-23-4903
- 橋本市（税務課）0736-33-1111(代)
- 日高町（税務課）0738-63-3802
- 有田市（税務課）0737-83-1111(代)
- 由良町（税務課）0738-65-1802
- 御坊市（税務課）0738-23-5504
- 印南町（税務課）0738-42-1731
- 田辺市（税務課）0739-26-9920
- みなべ町（税務課）0739-72-2162
- 新宮市（税務課）0735-23-3333(代)
- 日高川町（住民課）0738-22-1701
- 紀の川市（市民税課）0736-77-2511(代)
- 白浜町（税務課）0739-43-5555(代)
- 岩出市（税務課）0736-62-2141(代)
- 上富田町（税務課）0739-47-0550(代)
- 紀美野町（税務課）073-489-5905
- すさみ町（税務課）0739-55-4800
- かつらぎ町（税務課）0736-22-0300(代)
- 那智勝浦町（税務課）0735-52-1094
- 九度山町（税務課）0736-54-2019(代)
- 太地町（総務課）0735-59-2335(代)
- 高野町（総務課）0736-56-3000(代)
- 古座川町（財政課）0735-72-0180
- 湯浅町（税務課）0737-64-1106
- 北山村（総合政策課）0735-49-2331(代)
- 広川町（住民生活課）0737-63-1122(代)
- 串本町（税務課）0735-62-0586
- 和歌山県（税務課）073-441-2182
- （市町村課）073-441-2175

個人住民税特別徴収 Q & A

Q1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが…。

A1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。(地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町村の税条例の規定)

なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。
(納期の特例の承認)

Q2

「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しなくてもよいのですか。

A2

給与支払者は、以下の条件にあてはまる給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合を除いては、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。

- ①給与所得者のうち支給期間が一月を超える期間(例 年俸一括払い等)によって定められている給与のみの支払いを受けているもの
- ②外国航路を航行する船舶の乗組員で一月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けているもの

Q3

今から特別徴収に切り替えるとなれば、労力もかかります。これをすることで何かメリットはあるのですか。

A3

特別徴収をすると、従業員の方が納税のために金融機関へ出向いていただくことを省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回当たりの負担が少なくてすみます。

なお、住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整を行う必要はありません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収し、市町村ごとの合算額を翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただくことになります。

Q4

特別徴収の手順はどのように行うのですか。

A4

平成23年1月末までに給与支払報告書を市町村に提出してください。1月末までに給与支払報告書を提出したものの、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町村長に届け出てください。

個人住民税の特別徴収義務者に対して、従業員(納税義務者)が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額の通知書」が送付されます。

特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収してください。徴収した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村(又は金融機関・郵便局)に納入してください。